

## 図書資料の貸出取扱要綱

この要綱は、交野市立図書館条例施行規則第12条、第13条、第14条及び第19条に基づき、必要な事項の取扱いについて定めるものとする。

### 1. 貸出冊数及び期間

第12条 図書資料の個人貸出冊数及び期間は、館長が別に定める。

- (1) 貸出冊数は相互貸借を含めて15冊とする。ただし、紙芝居は5タイトルまで、視聴覚資料は2点までとする。
- (2) 貸出期間は2週間とする。ただし、雑誌はバックナンバーのみの貸出とし貸出期間は1週間とする。
- (3) 蔵書点検、年末年始等の休館前には、特別貸出として、概ね3週間の貸出を実施する。実施期間等詳細については、その都度定める。
- (4) 貸出期間内に利用者から申し出があれば、貸出期間を2週間延長（雑誌は1週間）することができる。ただし、相互貸借及び次の予約のある資料は除く。尚、再延長は、窓口に現物を持参された利用者からの申し出があれば可とする。

### 2. 貸出停止

第13条 館長は、個人貸出を受けた者が、返納期日までに資料を返納しなかったときは貸出を停止することができる。

- (1) 利用者が督促に応じず、返却期限から60日を超えて返却していない資料がある場合（長期の延滞）、予約を含め新たな資料の貸出を停止する。
- (2) 利用者が、「4. 損害賠償」に定める図書館の資料を紛失又は損傷した場合において、60日を超えて現物の弁償に応じなければ、同様に貸出を停止する。
- (3) 60日を超えて延滞している全ての資料の返却及び資料の弁償が、図書館で確認できた時点から、貸出停止を解除する。

### 3. 団体貸出

第14条 団体貸出を受けることができる者は、交野市内の事業所、機関又は団体とする。

- 2 団体貸出を受けようとする者は、あらかじめ所定の利用申込書に必要事項を記載して提出し、団体貸出利用券の交付を受けなければならない。
- 3 記載事項に変更が生じた場合は、直ちに館長に届出をしなければならない。
- 4 団体貸出冊数及び期間については、館長が別に定める。
- 5 団体貸出を受けた団体の代表者は、団体貸出を受けた資料の管理について責任を負わなければならない。

- (1) この要綱で団体とは、交野市内に所在する地域家庭文庫、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、事業所、機関等のグループで、館長が認めたものをいう。
- (2) 団体貸出を利用しようとする団体は、あらかじめ代表者（又は責任者）を定め、所定の団体貸出申込書（様式1）に必要事項を記入し、館長に提出し、登録しなければならない。
- (3) 団体貸出の取扱いは、交野市立倉治図書館又は青年の家図書室で行う。
- (4) 登録団体は、あらかじめ利用しようとする図書館・図書室に申出るものとする。
- (5) 貸出期間中に生じた図書の亡失等の処置は、交野市立図書館条例施行規則第19条によるものとする。
- (6) 団体貸出申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに館長に届け出なければならない。
- (7) 登録の有効期限は、登録より3年とし、それを過ぎたものは、更新手続きにより更新することができる。
- (8) 館長は、必要に応じて実績報告書の提出を求めることができる。
- (9) 資料の貸出冊数は、1団体構成人員×5冊までとし、貸出期間は1か月とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (10) 団体貸出の利用にあたっては、次の事項を守らなければならない。
  - ①貸出取扱要綱を遵守すること
  - ②貸出図書について一切金銭を徴収しないこと。ただし、団体の運営にかかわる経費については、この限りではない。
  - ③営利を目的としないこと。
  - ④その他、館長の指示すること。
- (11) 館長は、図書館の運営上必要があるときは、登録の取消しあるいは貸出の制限、停止をすることができる。

#### 4. 損害賠償

第19条 利用者が、図書館の資料、設備、備品等を紛失又は損傷した場合は、現物又は相当の代価をもって弁償しなければならない。但し、避けることができない事故、その他やむをえない事情であると館長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 資料の弁償は、現物をもって充てる。
- (2) 現物の入手方法は、書店若しくは古書店等からの入手とするが、汚損（雑記、線引きされているものを含む）、破損のあるものは不可とする。
- (3) 絶版等により、書店・古書店等から同じ資料の入手が困難な場合は、館長が認めた同程度の資料をもって弁償に充てることも可とする。
- (4) 相互貸借（図書館協力）等により、他市等の図書館より借りた資料の弁償については、他市等の指示に従う。

#### 5. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年5月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成18年11月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

交野市立図書館 団体貸出申込書 (新規・更新)			
ふりがな			
団体名			
所在地 または 活動場所	〒 ー	電話	
設立	明・大・昭・平 年 月 日		
人数			
ふりがな			
代表者氏名			
住所	〒 ー	電話	
ふりがな			
担当者氏名 (申込者)			
住所	〒 ー	電話	
活動の内容			

図書館記入欄	
受付日(場所)	平成 年 月 日 (# )
団体利用者番号	
証明書確認欄	(代表者・担当者)
その他確認事項	(代: 年) (担: 年)